

子育て家庭を応援します

# 各種手当での申請忘れずに

照会 こども未来課 ☎0537-81120

申請対象

## 児童手当・子育て応援手当の現況届 母子家庭等医療費の更新手続き

**日時** 6月17日(月)～21日(金) 9時～19時

**申請場所** 白羽公民館(17日、18日) 研修センター(19日～21日)

**持ち物** 6月上旬に発送する案内通知に記載します。ご確認ください。

**児童手当** 現況届は、毎年6月1日の状況を確認し、6月分以降の児童手当を受給できる要件を満たしているかを確認するためのものです。未提出の場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

**子育て応援手当** 現況届は、毎年6月1日の状況を確認し、4月分以降の子育て応援手当を引き続き受給する要件を満たしているか確認するためのものです。未提出の場合は、4月分以降の手当が受けられなくなります。

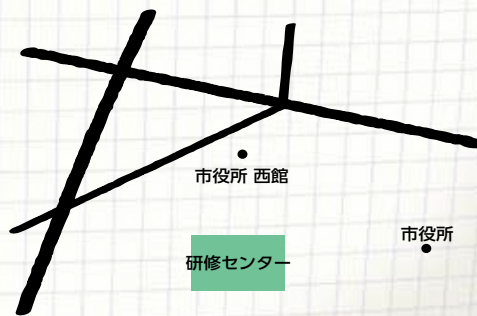
**母子家庭等医療費** 母子家庭等医療費助成金の対象者は、20歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭などで、所得税非課税の世帯(同居の扶養義務者を含む)となります。対象と認められた人には医療費が助成されます。

現在の受給者証の有効期限は、令和元年6月30日までです。現在受給者証をお持ちの人には、通知を送付しますので、児童手当と同日に更新手続きをお願いします。

新たに申請を希望する人や今まで非該当で再審査を希望される人は、申請が必要です。まずは照会先へお問い合わせください。



●白羽公民館  
白羽公民館南側または文化会館北側の駐車場をご利用ください。



●研修センター  
研修センター前の駐車場をご利用ください。